

東松山地域通貨（共通商品券）発行事業約款

東松山市商工会

（目的）

第1条 本事業は、東松山市支え合いサポート事業協力者並びに市内消費者の消費行動につなげ、市内消費の拡大と地域商工業の活性化を図ることを目的とする。

（事業主体）

第2条 東松山地域通貨（共通商品券）（以下「商品券」という。）の事業主体は東松山市商工会（以下「発行者」という。）とする。

（商品券の種類）

第3条 商品券は額面500ぼたん圓（500円）の一種類とする。
2 「釣り銭」は出さないこととする。

（商品券の表示事項）

第4条 商品券に次の事項を表示する。
発行者及びその所在地
有効期限
利用に当たっての制限
偽造防止に当たっての通し番号
紛失盗難等の免責
商品券の発行日

（販売所）

第5条 商品券の販売は発行者事務局で行う。

（有効期限）

第6条 商品券の有効期限は、発行日から6ヶ月間とし、有効期限を経過した商品券は無効とする。

（加盟店舗及び登録資格）

第7条 商品券を取り扱うことができる店舗（以下「取扱加盟店」という。）は、商品券事業に賛同し、かつ、商工会員であり、取扱加盟店申込書を提出し、商工会長の承認を得て登録した事業所とする。
2 加盟店は、発行者が配布する「登録ステッカー」を店頭に掲示するものとする。
3 「取扱加盟店一覧」は、商工会ホームページに掲載するとともに商工会事務所に配布するものとする。

（利用権利）

第8条 商品券は、取扱加盟店が取り扱う商品及びサービスについて利用できる。但し、次に該当するものは商品券の利用対象外とする。
商品券・ビール券・図書券・プリペイドカード・切手・印紙等の換金性の高いもの
国や地方公共団体への支払及び電話・水道料金等の公共料金等への支払
株式・先物・宝くじなどの金融商品

(換金手続)

第9条 加盟店が利用者から受け取った商品券を換金する場合は、商品券の裏面に加盟店名を記入し、「商品券換金依頼書」を添えて発行者に届け出ることとする。

2 換金は現金または振込にて支払うものとする。

(偽造商品券の使用防止)

第10条 加盟店は、利用者から商品券を受け取る際に偽造されたものでないかを確認する。

(紛失等の責務)

第11条 商品券の盗難・紛失・滅失は自己責任とし、再発行はしない。

(その他)

第12条 この約款に定めなき事項については、法令に基づくものの外は商工会理事会の議決により定め、これを処理する。

この約款は平成23年 9月16日から実施する。

(参考) 商品券の流れ

